令和８年度　第１回
三条市地域自立支援協議会　別紙３

一般社団法人三条市医師会
会長　田　中　吉　明　様

三条市福祉保健部福祉課長

障がいのある方への合理的配慮の推進に関する協力について（依頼）

日頃から三条市の福祉行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では令和５年４月に『三条市障がいのある人もない人も共に自分らしく暮らすためのまちづくり条例』を施行し、障がいのある方への合理的配慮の推進に取り組んでおります。

取組を進める中で、障がいのある方から実際に受診した際の体験に基づいて、様々な御意見を頂いております。

合理的配慮の提供に当たっては、障がいのある方と医療機関の皆様との建設的な対話を通じて相互理解を深め、共に対応策を検討していくことが肝要であると考えております。

つきましては、合理的配慮の推進に向け、なお一層の御配慮を賜りたく、貴会会員の医療機関への周知について、御協力くださいますようお願いいたします。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、別添の依頼文を貴会会員の医療機関へ配布いただくとともに、貴会における現在の御対応状況とそれに伴う課題、今後の合理的配慮の推進に向けた御対応方針について、御回答くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

１　御協力をお願いする内容

(1)　精神・発達障がい患者への基本的対応の充実

ア　初診時の丁寧な聞き取りと安心感の醸成

イ　医学用語の簡潔化・図解活用による説明の工夫

ウ　診療時間の適切な確保

(2)　精神科医療機関との連携体制の強化

ア　精神科治療が必要な場合の適切な紹介判断

イ　紹介時の情報共有

(3)　院内体制の整備

ア　障がいのある方への対応に関する職員研修の実施

２　貴会における御対応状況やそれに伴う課題、今後の合理的配慮の推進に向けた御対応方針ついて

別紙「回答票」に御記入いただき、令和８年８月 26 日(水) までに福祉課宛てに電子メール又は FAX 等で御提出くださるようお願いします。

３　【参考】障がいのある方から頂いた御意見

・精神・発達障がい患者が一般診療科を受診した際に、精神科に通院していることを伝えたところ診察を受けられなかった。
・けがにより整形外科へ入院が必要と判断されたが、入院先に精神科がないという理由で入院を断られたことがある。
・精神疾患の有無にかかわらず、必要な医療を公平に受けられるように体制を整えていただきたい。
・精神科通院歴を理由に、他科の診療や入院が制限されることがないよう、医療機関同士の連携強化や職員の理解を促進し、安心して医療を受けられる環境づくりをお願いしたい。
・医学用語の多用により説明が分からない。専門用語を避け、丁寧に図示等も活用した説明をしていただけると大変助かる。

『合理的配慮』とは…

障がいのある人にとっての社会的な障壁について、個々の場面で障がいのある人から「社会的な障壁を取り除いてほしい」という意思が示された場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、障壁を取り除くために必要かつ合理的な工夫や対応をすること。

担　当　三条市地域自立支援協議会事務局
福祉保健部福祉課障がい支援係
伊藤、藤田
ＴＥＬ　0256-34-5408（直通）
0256-34-5511（内線 290）
ＦＡＸ　0256-35-2150
ＭＡＩＬ　fukusi@city.sanjo.niigata.jp